

そのデザイン・ブランドは使い続けても大丈夫？

あなたのビジネスを守る、商標・意匠に関する基礎セミナー

これから起業を目指す方も、起業した方も、あなたが考えたネーミングやデザイン・ロゴマークなどは権利として登録しなければ独占して使うことができません。それどころか、同じようなことを考えてビジネスを始めた他の人があなたより先に権利を登録すると、あなたはそのネーミングやデザイン・ロゴマークなどを二度と使うことができなくなります。場合によっては「私の権利を侵害した！」と損害賠償を請求されることも・・・。

商標・意匠の権利についての基本的な知識を身につけておくことが、そのようなビジネス上のトラブルを回避するための第1歩です。

昨年度、近畿経済産業局主催で、奈良県を含む近畿2府5県で各1回ずつ開催された「女性起業家のための商標・意匠と“強み”活用講座」で講師を務められた松井宏記氏をお招きし、女性向けのわかりやすい基礎セミナーを奈良県と一般社団法人奈良県発明協会の共催により開催します。

主 催：奈良県・一般社団法人奈良県発明協会
日 時：平成29年10月11日（水）10:00～12:00
会 場：奈良県女性センター 講座室1・2
（奈良市東向南通6 近鉄奈良駅徒歩3分）
対象者：知的財産権に対する知識を身につけたい女性
（起業前・起業後は問いません）
定 員：20名（申込多数の場合は抽選）
参加費：無料

講師 松井 宏記（まつい ひろき）氏

弁理士 レクシア特許法律事務所 代表パートナー
1997年関西学院大学文学部哲学科卒業後、1998年に弁理士登録。2015年には日本弁理士会意匠委員会委員長を務める。平成28年度近畿経済産業局主催「女性起業家のための商標・意匠と“強み”活用講座」講師
著書「共同体商標と共同体意匠の実務」（発明協会2010年）



昨年度の「女性のための商標・意匠と“強み”活用講座」

【申し込み方法】

奈良県庁ホームページ（セミナー・相談会情報サイト）にアクセスし、申込専用サイトへ進んでください。

<http://www.pref.nara.jp/47748.htm>

締切：平成29年9月19日（火）13:00（申込多数の場合は抽選）

※ホームページが閲覧できない場合は下記までご連絡ください。

申し込みから2営業日以内に、受付確認の連絡をさせていただきます。その後、9月20日（水）以降に抽選結果を連絡いたします。もし連絡がない場合は、お手数ですが下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】

奈良県こども・女性局 女性活躍推進課 担当：女性活躍推進係 塚本・垣田
TEL：0742-27-8679 FAX：0742-24-5403（平日8:30～17:15）

セミナー・相談会
情報サイト



“Leapなら”とは

女性特有の希望に寄り添った支援を行う奈良県の女性の起業を支援するプロジェクトです。セミナー・相談会の開催や奈良で活躍する女性起業家の紹介、起業に役に立つ情報の発信など奈良県庁ホームページやFacebookを通じて実施しています。



“奈良県発明協会”について

奈良県発明協会の知財総合支援窓口は、商標権や意匠権など知的財産権についての相談や出願のサポートを行っています。常駐の知財支援アドバイザーに加え、内容によっては弁理士・弁護士と共に問題解決に当たります。相談は無料です。ぜひ気軽にお越しください。